

## 福島県福祉サービス第三者評価結果表

### ① 施設・事業所情報

名称：学校法人工業ポリアム学園工業ボーリアム並木保育園	種別：保育所
代表者氏名：金田 岩光	定員（利用人数）： 60 名
所在地：福島県郡山市並木 1-20-14	
TEL：024-933-1165	ホームページ： <a href="https://empo-h.com/">https://empo-h.com/</a> <a href="https://www.gurutto-koriyama.com/detail/672/photo.html">https://www.gurutto-koriyama.com/detail/672/photo.html</a> （評価結果作成時）

#### 【施設・事業所の概要】

開設年月日：昭和 53 年 3 月

経営法人・設置主体（法人名等）：学校法人工業ポリアム学園

職員数	常勤職員： 18 名	非常勤職員 4 名
専門職員	(専門職の名称) 16 名	2 名
	保育士 15 名	保育士 1 名
	保健師 1 名	看護師 1 名
施設・設備 の概要	(居室数) 5	(設備等)
	ホール・事務室・地域連携室	厨房・倉庫

### ② 理念・基本方針

#### 理念

子どもの人権を守り、子どもにとっての最善の利益を提供し、子どもの主体性を尊重しながら自己肯定感をはぐくむ、保育の提供を目指す。

#### 保育方針（基本方針）

自由保育を主とし、対話を重要要素とする保育を行いながら、子どもが自ら成長する力を持つことを信じる運営を行う。

### ③ 施設・事業所の特徴的な取組

エムポリアム保育園では、すべての子どもは自分を伸ばす力（自己教育力）を持っていると考えています。

保育で大事にしているのは、子どもたちの主体性を尊重して個々の育ちを大切にする「自由保育」。

保育士によって与えられた一斉カリキュラムではなく、子どもたちが自分で考えて個々の興味・関心のある遊びを見つけて取り組むことで自分で決めたりする力や主体性が育っていく「自由保育」を大切にしています。

自由保育を実施するためには、保育士との愛着関係と環境作りがとても大切になります。

エムポリアム並木保育園では子どもたちの興味・関心を保育士がじっくり見つめ、子どもが集中できる空間や、年齢にあったおもちゃをそろえることをだいじにしています。

また、自由保育を深めていくには「対話」がとても大切になります。

気づきや悩みを一人で抱えるのではなく、会議や園内研修の中で、先生たちどうしが話し合い、アイデアを出し合うことで、保育の質が高まっていく。

大切なのは、子ども、保護者、地域の方々、保育士がお互いに助け合い、勉強しながら共に育っていくということ。

大人が子どもに何かを教えるのではなく、大人（保育士）も日々子どもたちからさまざまことを学び、子どもたちと共に成長する。

エムポリアム保育園はそんな特徴の保育園です。

#### ④ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和5年7月3日（契約日）～ 令和6年2月28日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	2回（H29年度）

#### ⑤ 第三者評価機関名

NPO 法人福島県福祉サービス振興会

#### ⑥ 総評

##### ◇特に評価の高い点

###### 1. 園長のリーダーシップの発揮について

園長は、保育現場に出向き保育や養育支援の状況の把握に努めている。また、職員との個別面談を通して保育の課題や現状について話し合う機会を設け実態把握に努め、保育の質の向上に向けた取り組みを行っている。クリスマス会を生活発表会に変えて1年間の子どもたちの成長を発表する場にするなど行事のあり方についても見直しを図っている。さらに、発達に遅れのある子どもが他の子どもと同一の行動を求められる一斉保育から子どもの発達段階に応じて子ども自身の伸びる力を育む自由保育への転換を提唱し、移行に向けて具体的な工程表（ひまわりメソッド）を示して実施につなげるなど指導力を発揮している。

###### 2. 働きやすい職場づくりについて

毎年、職員の意向調査を実施し、異動の希望や勤務状況に関する要望等の把握に努めて、できるだけ要望に沿った就労ができるよう配慮している。定期健康診断の実施とハラスメント等の相談窓口を設置し、職員の心身の健康管理を行い安心して就労できる職場環境づくりに努めている。

また、職員が介護休業・介護休暇・産休・育休・看護休暇や年休などが取得しや

すくなるように職員の意識の醸成や職場の雰囲気づくりを図っている。さらに、3歳未満の子がいる場合の短時間勤務や時差出勤などの国の制度に加え、法人独自に小学校3年生まで短時間勤務又は時差出勤を選択できる制度を設け、ワークライフバランスに配慮した職場づくりに努めている。

### 3. 子どもを尊重した保育の提供について

保育理念に沿って子どもの主体性を尊重し、個々の育ちを大切にする自由保育を提供している。子どもたちの興味関心を保育士が観察し、声掛けの工夫や環境の設定に配慮している。子どもを真ん中に置いた支援が実践できるよう、職員会議や活動日誌を通して日々の活動を振り返り、職員が双方で意見を出せる体制を構築している。循環型研修(保育の実践状況をケースカンファレンスで話し合い、評価し次の実践につなげることを繰り返し保育の質の向上につなげる取り組み)に取り組み、子どもの尊重や基本的人権について学ぶ場を確保している。

### 4. 障がいのある子どもへの取組みについて

「発達障がい者コンシェルジュ(障がい児担当専門職員)」を配置し、子どもの特性に応じた保育に努めている。子どもの発達の状況や生活状況を観察しながら、保護者のニーズや医療機関からの情報をもとに丁寧にアセスメントし個別計画を作成している。支援困難なケースにおいては、会議を開催するなど組織的に関わり多職種が連携した取り組みを実践している。

#### ◇改善を求められる点

##### 1. 中・長期計画の策定について

毎月開催されている理事長・認定こども園及び保育園の園長と副園長・事務長で構成する経営会議や理事会で、将来のビジョンや新規事業・収支見込み等について話し合っているが、中・長期の事業計画や収支計画として明文化されていない。

事業の将来性や継続性を見通して良質な福祉サービスを継続するためにも、中・長期計画(事業計画と収支計画)の策定が望まれる。

##### 2. 事業計画の保護者への周知について

保護者に対して行事計画の周知は行われているが、事業計画の配布や説明は行われていない。

事業計画は福祉サービスの提供や施設・設備を含む生活環境など子どもの保育園での生活に密接に関する事項であるため、主な内容を簡潔にまとめた資料を作成するなどして保護者への周知を図り理解や協力を促す取り組みの実施が望まれる。

## ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価ありがとうございました。3回目になる評価を受けることで、自施設の状況を把握することができました。内部については思い通りの進展をしていると

思いますが、外部に対する働きかけは今後の課題として、ホームページの設置をいたしました。地域の子育て家庭の支援に注力し、公益的な事業を充実し、情報発信を心がけてゆきたいともいます。中長期的な計画については、インクルーシブ保育について取り組むことと、長期安定運営について考慮し、資金計画を立てたいと思います。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果（共通評価基準）

※すべての評価細目（45項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針を確立・周知している。		
<input checked="" type="checkbox"/> 1	I-1-(1)-① 理念、基本方針を明文化し周知を図っている。	a・⑥・c
<コメント>		
<p>理念や基本方針は、保育園要覧・保育園保育プラン・全体計画に記載し玄関に掲示している。現在の理念と基本方針は、園長が職員に自分たちが理解しやすい平易な表現に置き換えるよう指示し、職員がグループワークを行って新たに策定したものである。職員会議やカンファレンスで常に理念に立ち返ることで、職員への浸透を図っている。保護者へは、入園説明会で保育園要覧を配布し説明している。</p> <p>なお、保育園要覧は古い理念や基本方針が記載されているため、統一を図ることが望まれる。また、保護者への周知は保育園入園時のみであるため、分かりやすく説明した資料を作成するなどして入園後も保護者へ周知を図ることが望まれる。</p>		

#### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
<input checked="" type="checkbox"/> 2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握・分析している。	a・b・c
<コメント>		
<p>理事長と園長は、企業経営者や経営経験者であるため、常に経営的な視点で経営状況の把握分析を行っている。園長は、郡山市保育協議会会長や社会教育委員、県の「虐待から子どもを守る協議会」委員に就任しており、その中で社会福祉事業全体の動向や地域の各種福祉計画策定を把握している。</p> <p>また、保育協議会において市の担当者と話し合う機会を設けて、子どもの数の推移や保育ニーズ等の情報を得て、経営環境や課題の把握分析を行っている。さらに、毎月経営会議を開催しコスト分析を行うとともにに入園児の推移や変化等について分析を行っている。</p> <p>なお、進行する少子化に対応する観点からも中長期視点に立った事業経営をしていくた</p>		

めにも中・長期計画のなかで環境や経営状況を把握・分析していくことが望まれる。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めていく。	(a)・b・c
〈コメント〉		
<p>毎月1回経営会議を開催し、経営環境や財務状況の現状分析に基づき具体的な経営課題や問題点について話し合っている。経営課題や問題点は、理事長を通じて理事会にその都度伝えられ共有されている。少子化が進行するなかで、経営の安定を図り保育園を維持していくためには保護者から選ばれる保育園であり続ける必要があり、そのために何が必要なのかを検討している。</p> <p>また、将来の入件費増と職員の確保のバランスも見据え、将来を見越した経営の検討も行っている。</p>		

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画を明確にしている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画を策定している。	a・b・c
〈コメント〉		
<p>経営会議や理事会において経営課題や将来のビジョン、新規事業について話し合われているが、中・長期の事業計画として明文化されていない。また、中・長期の収支計画も策定されていない。</p> <p>なお、事業の将来性や継続性を見通して良質な福祉サービスの継続的な提供を図るために中・長期計画(事業計画及び収支計画)の策定が望まれる。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画を策定している。	a・b・c
〈コメント〉		
<p>単年度の事業計画・収支計画を作成しており、事業計画は行事計画ではなく実行可能な具体的な内容となっている。数値目標を記載しているものもあるが、多くは具体的で実行可能なものとなっており、成果を評価できる内容にはなっていない。</p> <p>なお、中・長期計画が未策定のため単年度計画は中・長期計画を踏まえたものとなっていない。今後は、中・長期視点に立って、数値目標や具体的な成果を設定した単年度計画の策定が望まれる。</p>		
I-3-(2) 事業計画を適切に策定している。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行い、職員が理解している。	a・b・c
〈コメント〉		
<p>常日頃から園長がリーダーシップをとり、様々な課題についてグループディスカッションの場を設定し職員の意見を吸い上げている。事業計画は、職員から吸い上げた意見をベースに園長が策定しており、年度末の職員による振り返りの内容を次年度計画の作成に活かしている。</p>		

なお、事業計画策定過程に職員が参画できるよう園長が原案の段階で職員会議などに示し検討できる場を設けるなど職員の意見の更なる反映と理解を深める取り組みが望まれる。

<input type="checkbox"/> 7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知し、理解を促している。	a・b・c
----------------------------	------------------------------------	-------

#### 〈コメント〉

行事は事前に保護者へ周知を図っているが、事業計画の保護者へ配布や説明等は行っていない。

事業計画は、福祉サービスの提供や施設・設備を含む生活環境など子どもの保育園での生活に密接に関わる事項であるため、分かりやすい資料を作成するなどして保護者への周知を図り理解を促す取り組みの実施が望まれる。

### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 保育の質の向上に向けた取組を組織的に行い、機能している。		
<input type="checkbox"/> 8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組を組織的に行い、機能している。	a・b・c

#### 〈コメント〉

現場レベルで、課題が生じた時にグループディスカッションを重ねることで課題解決を図り、サービスの向上につなげている。毎年、職員に対して「人権擁護のためのチェックリスト」を実施し、結果をもとにグループディスカッションを行い改善につなげている。また、年間指導計画・月案・週案はクラスごとに話し合い原案を作成し、主任と園長がチェックしている。1人担任のクラスは、主任や園長の確認を受け作成している。

なお、5年ごとに第三者評価を受けているが、それ以外に定期的な自己評価等は行っていないので、第三者評価の基準に従い自己評価を行い改善に取り組む体制(例サービス向上委員会)の整備が望まれる。

<input type="checkbox"/> 9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
----------------------------	---	-------

#### 〈コメント〉

職員による「人権擁護のためのチェックリスト」の結果やケースカンファレンスから課題を把握し、職員会議の中で研修を実施して課題の改善を図っている。ケースカンファレンスではグループディスカッションを行い、ホワイトボードに課題や改善策をまとめ記録を回覧し周知・共有に努めている。

なお、個々の保育について改善に努めているが、自己評価や第三者評価の結果を基に改善を図る取り組みが不充分であり、質の向上に取り組む体制整備が望まれる。

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
II-1-(1) 管理者の責任を明確にしている。		

10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

園長は、毎月の職員会議で目標や課題に触れ経営に関する方針や取り組みについて説明している。また、自らの役割や責任については職務分担表に明示し、職員会議等で話している。有事における園長の役割と責任や不在時の権限委任は、職務分担表や自衛消防隊編成表に明示し、職員に周知している。

なお、既存の「園だより」などで園長の役割や責任等について保護者の理解を得る取り組みが望まれる。

11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

園長は郡山市保育協議会会长や社会教育委員、県の「虐待から子どもを守る協議会」委員などの要職に就任しており、そこで遵守すべき法令等の情報を得ている。また、県・県中ブロック・東北ブロック・全国の保育協議会や幼稚園協議会の会議にも出席して遵守すべき法令等について学び、自ら行政や民間のZoomによるコンプライアンス研修などへも参加している。その中からビデオや動画配信による職員研修の実施や全国保育士会の保育士会倫理綱領などの資料配布、虐待防止のチェックリストを通して法令遵守について職員への周知と浸透を図っている。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップを發揮している。

12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を發揮している。	a・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

園長は、毎日現場に出向いて職員の様子や子どもの反応など保育の状況を観察し、主任や職員と保育の内容について話し合っている。職員との個別面談を年2回実施し、保育の課題や現状について話し合う機会を設け実態把握に努めている。

また、園長の提案により、昨年から集団保育から子どもの発達段階に応じた子ども自身の伸びる力を育む自由保育へ転換している。実施に当たっては具体的な工程表(ひまわりメソッド)を示して実践につなげる方法を示すなど指導力を発揮している。さらに、クリスマス会を1年間の成長を発表する生活発表会に変えるなど、行事のあり方などの見直しに努めている。

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を發揮している。	a・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

毎月開催している経営会議において、会計報告をもとに給与や職員配置、財務状況の分析を行い、経営の改善や業務の実効性を高める取り組みについて協議している。保育計画・日誌・ヒヤリハットなどをクラウド管理でDX化に取り組み、事務の効率化や職員間の情報の共有化を図っている。

また、保育の現場は、協調性や意思の疎通、保育方針の共有化など職員間の融和と風通しの良い職場環境が必要であるため、これまで自由参加してきた職員懇親会を原則全員

参加として位置づけ、超過勤務手当の支給対象として職員の融和や意思の疎通の促進に努めている。職員研修旅行も自由参加から業務として位置づけ同様な措置を講じている。

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制を整備している。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画を確立し、取組を実施している。	(a)・b・c

### 〈コメント〉

法人は認定こども園と保育園の2つの施設を運営し、職員の異動もあることから保育士資格と幼稚園教諭免許を取得していることを採用条件としている。必要な福祉人材や人員体制は定員で定められている。特に障がい児保育に力を入れ、「発達障がい者コンシェルジュ」として専門性を持った職員を養成し配置するなど社会のニーズに対応した取り組みは評価できる。

また、求人は、保育園協議会や社会福祉協議会主催の保育フェスティバル等に参加してPRを行い必要な人材確保に努める他、ハローワークでの求人や独自に保育園の魅力をアピールする求人票を作成し、県内の保育士養成校はもとより隣接県や関東圏の学校へ求人票を送付して求人活動を行っている。毎年7月には職員に意向調査を実施し、採用人員を確認して求人活動を行い、現在は計画どおりに職員の確保ができている。

15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理を行っている。	a・(b)・c
----	----------------------------	---------

### 〈コメント〉

キャリアパスを作成し、各職階に応じた役割と責任・業務・能力・姿勢・必要な知識・研修・基本給・手当・昇格条件が示され、職員に配布し周知している。保育業務は評価になじまないと考えから人事考課は行わず役職や勤務年数等で評価している。職員の昇格は、経営会議において園長の提案を協議して承認することで決定している。職員待遇水準は、定期的にハローワークの求人票から他の保育所等の初任給・昇給額・手当・賞与を把握し、比較検討を行い改善の必要性を判断している。

なお、職員の意欲や向上心を高めるためにも客観的な人事評価制度の導入に向けた検討が望まれる。

### II-2-(2) 職員の就業状況に配慮している。

16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	(a)・b・c
----	--	---------

### 〈コメント〉

毎年7月に意向調査を実施し、職員の異動等の希望や勤務に関する要望等を把握している。職員の有給休暇取得や超過勤務の状況は、毎月集計して園長が確認し、職員が介護休業・介護休暇・産休・育休・看護休暇・年休等を取得しやすい雰囲気づくりに努めている。3歳に満たない子がいる場合の短時間勤務や時差出勤など国の制度に加え、法人独自に小学校3年生まで短時間勤務又は時差出勤を選択できる制度を設けている。

また、毎年定期健康診断の実施やハラスメント防止規程を定め相談窓口を主任以上の管理職として職員に周知して相談体制を整備し、心身の健康管理と安心して勤務できる職場

環境づくりに努めている。		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制を確立している。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	(a)・b・c
〈コメント〉 期待する職員像は就業規則の「職員の心得」と保育士資質向上マニュアルに示している。職員の育成に向けた取り組みとしては、園長は、作成した考課要素のセルフチェックシート表の自己評価をもとに職員と面談し個人の目標を設定し、半年間を目標期限として終期に園長が面談のうえ、目標の達成度を確認して次期の目標設定につなげている。中間の進捗状況の確認は、園長が日頃の業務等の観察を通して必要に応じて助言や指導を行うことで育成に努めている。		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画を策定し、教育・研修を実施している。	(a)・b・c
〈コメント〉 内部研修は、年度初めに職員の意見を参考に園長と主任が協議して年間計画を決めている。また、外部研修は県や社会福祉協議会から年間計画が出された時点で、その中から職員のキャリアや専門資格に応じた階層別研修や専門研修を選択し計画を立てている。 また、集団保育から自由保育への移行に当たって先進地の保育所への視察研修を実施し、虐待やコンプライアンスの研修はオンラインの動画視聴研修により行っている。研修の評価や見直しは、園長・主任が復命書の確認や受講者への聞き取りを行い、年度末に職員の意見を聞いて実施している。		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会を確保している。	(a)・b・c
〈コメント〉 職員の専門資格や研修履歴は、個人ごとの職員資料に記載して把握している。新たに取得した専門資格は、証明書を添付して届けて貰っている。また、知識や技術は日頃の業務執行や保育内容の観察と園長の面談を通して把握し、県や社会福祉協議会などの外部研修を活用して階層別研修や専門研修の機会を確保している。自己啓発の研修は、研修情報をフロアに掲示し毎週実施している代表者会議(各クラスの代表者)で伝達して参加を奨励している。		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成を適切に行っている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・(b)・c
〈コメント〉 実習生への言葉かけや態度、指導、対応など職員の配慮事項をまとめた「実習生を受け入れる際の留意事項」と実習生向けの実習のねらいと留意事項をまとめた「保育実習について」を整備して実習生を受け入れている。また、学生の習熟度に応じた保育実習Ⅰと保育実習Ⅱの各プログラム(日程表)を準備している。実習に当たっては、養成校等と事前協議により実習内容を決定し、実習中は指導教員の訪問を受け実習状況の確認や意見交換を行っている。 なお、実習に関するマニュアルは作成されていないので実習の受け入れの連絡窓口・職員や子どもも、保護者への説明・実習生へのオリエンテーションの実施方法等を明記したマ		

ニュアルの作成が望まれる。

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組を行っている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開を行っている。	a・b・c
<b>&lt;コメント&gt;</b>		
<p>決算書や第三者評価結果はファイルに綴り、玄関の棚に置いて保護者や外来者が自由に閲覧できるようにしている。苦情受付の体制や対応は、「苦情対応規程」に明示し重要事項説明書に記載し、入園時に説明して保護者に周知している。また、苦情が出された場合の内容や対応はマチコミ(一斉メール配信)を使って保護者へ周知している。また、国の「情報公表システム」に登録し従事者の情報や利用料など保育園の情報を公表している。</p> <p>なお、事業計画や事業報告、予算・決算、第三者評価結果、苦情対応の体制、苦情の内容などの情報公開求められており、運営の透明性を図る観点からもホームページ等に公開することが望まれる。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組を行っている。	a・b・c
<b>&lt;コメント&gt;</b>		
<p>保育園の経理規程及び経理規程細則において事務・経理・取引等に関するルールが定められ、寄付行為の5章「資産及び会計」で権限が明確に規定され、職員に周知している。毎年、法人の監事による定期監査を受けている。</p> <p>また、私立学校振興助成法の規定による公認会計士又は監査法人の監査報告書の添付が補助金交付要件になっているため、毎年公認会計士の外部監査を受け、法人の監事と公認会計士の監査結果や指導事項に基づき経営の改善を図っている。</p>		

### II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係を適切に確保している。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<b>&lt;コメント&gt;</b>		
<p>子どもと一緒に地域の高齢者デイサービスへ訪問し交流を図ってきたが、コロナ禍以降自粛している。年長組の子どもは年1回のお泊り保育で銭湯などへ出かけている。</p> <p>また、毎年3~4回保護者の職場見学を実施して、地域との交流を図る機会を設けている。日常的に近くの公園への散歩やスーパーでの買い物、レジ体験など地域へ出かけて交流体験を図る取り組みを行っている。地域における社会資源の情報は、郡山市発行の「子育てハンドブック」を活用して保護者へ伝達している。</p> <p>なお、園として子どもが地域交流や体験を積める情報を把握し、社会資源として保護者に情報提供することが望まれる。</p>		

24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

「ボランティア受入れの意義又は方針」と「小学校の体験受入れの意義」を定め、ボランティアや学校教育への協力に関する方針や基本姿勢を明文化している。また、過去に地域の学校の職場体験を受入れた時期もあったが、現在は受入れていない。現在、ボランティアの受け入れは、保護者のボランティア(一日保育士体験)に限定している。

なお、ボランティア受け入れマニュアルは作成されていないので、マニュアルを整備し、保護者に限定することなく、子どもの体験や交流機会を広げるためにも地域のボランティアや学校の体験学習等の受け入れの実施について検討が望まれる。

II-4-(2) 関係機関との連携を確保している。

25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携を適切に行っている。	a・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

保育園独自の社会資源のリストは作成していないが、郡山市作成の「子育てハンドブック」を活用して必要な情報を保護者へ伝えている。市の要保護児童対策地域協議会に担当職員('発達障がい者コンシェルジュ')が参加し、関係機関と連携を図り課題解決に向けて取り組んでいる。市とは保育所連絡協議会を通じて連携を図っている。また、園長が郡山市保育協議会会长や社会教育委員、県の「虐待から子どもを守る協議会」委員に就任しており、さまざまな関係機関との連携を図っている。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組を行っている。	a・b・c
----	---------------------------------------	-------

〈コメント〉

認可保育所に設置が義務づけられている施設代表・職員代表・保護者代表・地域代表で構成する運営委員会において、地域福祉ニーズの把握を行っている。園長と主任保育士で構成する地域支援室を設けて、保育で困っていることなどの相談窓口を開設しているが相談はほとんどなく実質的に機能していない。

なお、民生委員児童委員との連携や保育園が設置している相談窓口の広報を行うなどの方法も検討し地域福祉ニーズの把握に努めることが望まれる。

27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っている。	a・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

公益的な活動として、子どもによる高齢者デイサービスへの訪問などを行ってきたが、コロナ禍以降自粛している。また、年2回園庭開放日を設けて申し込みのあった親子に自由に園庭を使ってもらう事業を行っている。地域支援室を開設しているがマンパワー不足もあり、その他の公益的な事業を行うことはできていない。

なお、地域福祉ニーズの把握に努め、保育園が有する機能や専門知識を活用した公益事業や活動などの展開に向けた取り組みが望まれる。

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢を明示している。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	(a)・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>保育理念・保育基本方針・事業計画に子どもの尊重を明記している。計画に沿った保育が実践されているか、週1回行われる会議の中で評価を行っている。また、「子どものやりたい」を尊重し自由保育に取り組んでいる。環境の設定や声掛けの工夫を行い子どもの主体性を尊重した保育を実践している。人権擁護のためのセルフチェックリストを活用するなど循環型研修(保育の実践状況をケースカンファレンスで話し合い、評価し次の実践につなげることを繰り返し保育の質の向上につなげる取り組み)を行い職員間の共有理解に包めている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育を行っている。	(a)・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>個人情報保護規程や虐待に関するマニュアル、虐待対応フローチャートが整備され各教室に設置されている。子どものプライバシー保護について全職員共通理解のもと、排泄や着替えなど保育の場面に応じ、マニュアルに沿ってプライバシーに配慮した保育を行っている。保護者からの相談には、個室を活用するなど他人から見られたり知られたりしないよう配慮している。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）を適切に行っている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	(a)・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>保育の理念や保育内容が分かりやすく説明された保育園要覧を用い、入園希望者や見学者に個別に丁寧に対応している。見学は随時受け付けている。SNSを活用し、提供する保育理念や保育方針、活動について写真や図を用い保護者に分かりやすい内容で情報を発信している。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	(a)・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>保育の開始・変更にあたり、「入園のしおり」「保育園要覧」で分かりやすく説明している。重要事項説明書に沿って、個別に運営方針や保育内容を詳しく説明し保護者より同意を得た上で、一部保護者へ渡している。特に配慮が必要な子どもには「発達障がい者コンシェルジュ」がいることを周知している。また、配慮が必要な保護者については、歩調を合わせながら丁寧に説明を行っている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対	(a)・b・c

	応を行っている。	
<p>〈コメント〉</p> <p>保育所の変更にあたっては、保護者の意向を踏まえて在園証明書や保育経過記録を作成し、行政等の関係機関と連携を図りながら変更先に送り保育の継続性を確保している。利用が終了しても、保育主任や「発達障がい者コンシェルジュ」が子どもや保護者に声をかけ相談できる窓口を周知している。</p>		
<p>III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。</p>		
33	III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	(a)・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>表情や発言などから一人一人の子どもが保育士へ自分の思いを伝えられる環境を作り、日頃の保育を通して満足度を確認している。年1回保護者を対象に「保育園での生活」について細やかなアンケート(利用者満足度調査)を行い、結果を保護者に知らせている。保護者から危険箇所改善の意見が出た時には、職員間で共有し改善を図るなど、安全な保育環境確保のため反映している。</p>		
<p>III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制を確保している。</p>		
34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	(a)・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>苦情解決の体制が整備され、重要事項説明書に記載すると共に保護者が見やすい玄関に意見箱の設置と苦情解決の体制が掲示されている。毎月ご意見用紙を保護者へ配布し、送迎時の車の停車に関する意見など、出た意見を運営に反映させ、「園だより」を通してフィードバックしている。</p>		
35	III-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	(a)・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>保護者が必要に応じ相談できるよう、登降園時には職員が保護者へ声掛けしコミュニケーションを図っている。相談を受けた時には、安心して相談できる環境を設定し内容に応じて関係職員で共有化し迅速に対応している。年1回保護者を対象に「保育園での生活」について細やかなアンケート(利用者満足度調査)を実施しており、結果をフィードバックしている。</p>		
36	III-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	(a)・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>相談や意見を受けた場合には、速やかに職員間で共有し対応について協議している。家庭で準備した水筒を飲ませて欲しいと意見が出た時は、臨時の「園だより」を発行し保育園の方針や対応について周知している。相談内容に基づき、保育の質が向上されるよう各種マニュアルの見直しなども行っている。</p>		
<p>III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組を行っている。</p>		
37	III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスク	(a)・b・c

	マネジメント体制を構築している。				
<コメント>					
リスクマネジメント体制について、事故発生時の対応や安全の確保についてマニュアル化されており、危機管理委員会を設置し子どもの安心と安全を確保している。ヒヤリハットの報告も多く寄せられ、全職員へ周知し要因の分析と改善策や再発防止に努めている。					
38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	(a)・b・c			
<コメント>					
国が示す保育所における感染症対策ガイドラインに基づき、感染症発症時のフローチャートなど対応が明確化されている。看護師を中心に、嘔吐物の処理など研修会を実施し研鑽を重ねている。玄関先には、毎日感染症の罹患状況を掲示し保護者への周知を図っている。お便りやSNSを通して、積極的に感染対策などの情報を発信している。また、子どもの手指消毒にはペーパータオルを使用し、設備や遊具は消毒し衛生管理に努めている。感染症発生時に備え事業継続計画(BCP)を策定されるとさらに体制が整うと期待できる。					
39	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	(a)・b・c			
<コメント>					
避難訓練年間計画書に沿って、消防署と連携し様々な災害を想定した避難訓練を毎月実施している。災害発生時マニュアルが整備され、職員や保護者との連絡手段等について定期的に見直しを行うなど対策を講じている。食料や備蓄を準備し、担当者を設け管理を行っている。災害時に備え事業継続計画(BCP)を策定されるとさらに体制が整うと期待できる。					

### III-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法を確立している。		
40	III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法を文書化し保育を提供している。	(a)・b・c
<コメント>		
全体的な計画と各学年の保育計画や個別計画が作成され、理念や保育方針に沿った保育が提供されているか、定期的に評価を行いながら継続性のある保育を行っている。子ども一人一人の発達や成長に応じた柔軟な個別計画となっている。定期的な職員会議を通して保育方法を共有している。また、標準的な保育を提供するため保育マニュアルも整備している。		
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みを確立している。	(a)・b・c
<コメント>		
年度計画や保育計画、個別計画などに沿って、全職員双方向で意見を出し合いながら評価を行い、年度末又は変更が生じた時には適宜マニュアルの見直しを行っている。また、保護者との個別面談を通して丁寧に意見を伺い、保育の目的を共有し保育計画に反映させ		

ている。

III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画を策定している。

42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	(a)・b・c
----	--	---------

〈コメント〉

保育が計画通りに提供されているか、子どもに変更が生じていないかなどアセスメントを行い、課題を分析しながら計画の見直しを図っている。障がい児のケースにおいては、「発達障がい者コンシェルジュ」が保護者の意向を丁寧に聴き取り、医療機関からの情報を基に個別計画に反映させている。

43	III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	(a)・b・c
----	------------------------------------	---------

〈コメント〉

全員参加型の職員会議で話し合い、PDCAサイクルを用い検証・見直しを行う体制が組織全体に周知されている。月・週・日案を通して、管理者と職員が双方向で意見を出せる体制も構築されている。登降園時に出た保護者の声や個別面談で聽かれたニーズを計画に反映させている。

III-2-(3) 福祉サービス実施の記録を適切に行っている。

44	III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録を適切に行い、職員間で有化している。	(a)・b・c
----	---	---------

〈コメント〉

統一された保育記録を用い、指導計画に沿った保育が提供されているか確認できる仕組みが整っている。記録の記入においては、職員間で統一できるよう適宜指導を行っている。早番の保育士が保護者から受けた情報を的確に担任へ伝達できるよう、記録化し職員間で共有化している。

45	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制を確立している。	(a)・b・c
----	------------------------------------	---------

〈コメント〉

個人情報保護規程により、子どもに関する記録の管理体制を確立している。PCはパスワードを設定し情報を管理し、個人記録等の文書管理については個人情報保護規程を周知し法令遵守を徹底している。保護者から情報開示を求められた際には、園長を中心に開示の範囲など対応についてルール化されている。

## 第三者評価結果（内容評価基準）

※すべての評価細目（20項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A ①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	(a)・b・c
＜コメント＞		
全体的な計画の作成は保育に関わる職員が全員参画して保育の理念・基本方針・目標に基づいて作成し、子どもの発達過程や家族の状況なども考慮し児童憲章・児童の権利に関する条約・児童福祉法・保育所保育指針等の勉強も重ねながら全体的な計画の策定に反映させている。 また、年度末には評価を行い次年度の全体的な計画の作成に活かしている。		

		第三者評価結果
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A ②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	(a)・b・c
＜コメント＞		
室内の温度や湿度、換気は窓を開けるなど常に適切な状態を保っている。使用した用具や玩具、保育園内の環境は衛生面に気を付け消毒を行い、寝具は乾燥機等を使用し清潔な環境を整えている。また手作りのパーテーションを活用し、子どもがくつろげ落ち着ける環境を作るなどの工夫が見られる。保育園舎中央のホールを有効に活用し、食事と睡眠の空間を分ける工夫もしている。		
A ③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	(a)・b・c
＜コメント＞		
子どもの主体性を尊重し、子どものやりたい気持ちや挑戦を見守っている。自由保育を行っていく中で常に保育の方法について研修を重ね、環境の設定や、声掛けなど子どもの主体性を尊重した保育を心掛けながら評価と改善に取り組んでいる。		
A ④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	(a)・b・c

<コメント>

基本的な生活習慣の習得ができるよう、自分でやろうとする気持ちを育み、保育士がやり方を見せるなど、一人一人の年齢や発達に合わせた無理のない援助を行っている。また、子どもらしく成長することを願い、型にはめる事のないよう週1回の職員会議やスタッフミーティングを行い、保育の評価と改善に取り組んでいる。

A ⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	(a)・b・c
--------	---	---------

<コメント>

子どもが自主的・自発的に生活と遊びができるよう自由に遊べる環境を設定し、主体的な遊びを展開している姿が見られる。また、子どもの主体性を考え室内で遊びたい子と、外で遊びたい子が自ら選んで遊べる環境もあり、職員間の連携も確認できる。さらに、保護者の協力もあり保護者の職場見学にも出かけ、社会見学を通じ様々な人の関わりを持つこともできている。

A ⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開できるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・(b)・c
--------	---	---------

<コメント>

0歳児クラスは、保育士の数も規定数より多く配置され、おむつ交換・食事・午睡・遊び等に関するマニュアルもあり一人一人丁寧な保育を行っている。育児担当制は実施してはいないが子どもとの触れ合いを大切に愛着関係が築けるよう意識して受け止める保育を行っている。

なお、子どもにとって保育士が養育者と同様の愛着関係を結ぶことは非常に重要であるため、食事・排せつ・着脱などは特定の保育士が行うことで、情緒も安定し安心して遊びや生活を送ることができるよう育児担当制の検討も望まれる。

A ⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開できるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	(a)・b・c
--------	---	---------

<コメント>

一人一人に合わせ、自我の芽生えを受け止め、様々な遊びが楽しめるよう環境を整えている。保護者には子どもたちの様子が分かるように一日保育士体験で保育に関わってもらい、保育士以外の大人との関わりを図っている。

A ⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開できるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	(a)・b・c
--------	--	---------

<コメント>

自由保育を取り入れ、3歳以上児の保育室内には工夫箱（空き箱やトレーなど）を設置して子どもたちが自由に活動できる環境がある。行事に関しても今までのような見せる行事ではなく、自由保育の延長線上で考えているため、「一日保育士体験」や、行事の様子を動画で配信するなどして画一的にならないように取り組んでいる。

また、就学先には子どもたちの取り組みや活動について書類で申し送りを行っており、

特性のある子の場合には直接学校に出向き小学校の先生と情報を共有している。保護者とは年2回個別面談を行いその記録を職員間でも共有し、その記録も確認できている。

A ⑨	A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
--------	--	-------

#### 〈コメント〉

「発達障害コミュニケーション協会」で指導者の認定を受けた保育士が「発達障がい者コンシェルジュ」として配置され、その職員の意見を取り入れながら職員全体で子どもの状況に応じ適切な関わりをしている。

また、保育の形態を「一斉保育」から「自由保育」に変えたことで、地団駄を踏む行為やパニックになる姿が見られなくなり、安心して生活できる環境が整えられている。

A ⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
--------	---	-------

#### 〈コメント〉

家庭的でゆったりできる環境を整え、朝夕の時間帯には3歳未満児と3歳以上児が一緒に過ごす時間を確保し、異年齢児との交流も行っている。送迎時にはできるだけ担任が玄関に出て保護者とコミュニケーションをとるよう心掛け、個別面談も活用しながら保育士と保護者の連携がしっかりと行えるよう情報共有をしている。

A ⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
--------	---	-------

#### 〈コメント〉

年長児は1月から3月まで午睡時間に園長による小学校就学に向けた勉強会を行っている。個別面談では保護者からの就学に向けての不安にも耳を傾け、入学後の環境について一緒に考えるなど保護者に対しても丁寧に寄り添っている。

		第三者評価結果
A-1-(3) 健康管理		
A ⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・b・c

#### 〈コメント〉

子どもの健康に関するマニュアルも整備され、一人一人の心身の状態を把握している。また、子どもの体調の悪化やけがなどについては、職員間で早急に対応し、子どもの健康状態に関する情報共有も会議や申し送り等で周知・共有している。

しかし、乳幼児突然死症候群(SIDS)については、保護者に対して必要な情報を提供していないため、今後保健だよりや入園のしおりなどを活用し、保育園での取り組みを明記することが望まれる。

		第三者評価結果
A ⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・b・c

#### 〈コメント〉

健康診断や歯科検診の結果は保護者にも伝え、健康診査記録や個々の健康カードに記録している。虫歯のある子どもには給食の食材を小さく切るなどの工夫を行い、肥満傾向の

子どもには、保護者の意向でおかわりの控えや身体を動かす遊びを多く取り入れるなど保育にも反映している。

A ⑯	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	(a)・b・c
--------	--	---------

#### 〈コメント〉

アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもには、ガイドラインに沿って「アレルギー疾患生活管理表」を年1回提出してもらい、指示に従い食事の提供を行っている。

また、給食のトレーの色を変え、目立つ表示を付けるなど、誤食しないよう工夫している。

A-1-(4) 食事		第三者評価結果
A ⑯	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	(a)・b・c

#### 〈コメント〉

食育計画において食に関する豊かな経験ができるよう保育の中に位置づけられている。給食は自分で食べられる量を増減し、苦手な食べ物や食べたくない時には無理をさせず食べる意欲を育てる支援をしている。また、園庭で育てた野菜を収穫し、食べ物に興味関心が持てるよう働きかけている。食育だよりや給食試食会などを通し、保護者に給食の取り組みについても周知している。

A ⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・(b)・c
--------	---	---------

#### 〈コメント〉

郡山市の保育園のメニューを参考に外部の給食業者に委託し、保育園側の考えを取り入れた献立になっている。衛生管理に関してはマニュアルにもとづき適切に行っている。行事食も取り入れ、子どもたちが季節を感じながら楽しめる食事も提供している。

なお、現在は外部委託ということもあり、子どもと調理員の方と一緒に食事をする機会はないが、今後子どもたちの食事の様子を見てもらうなど、調理員の方とふれあう機会を設けるなどの検討も望まれる。

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携		第三者評価結果
A ⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	(a)・b・c

#### 〈コメント〉

家庭との連携については、一日保育士体験や懇談会、保育参加、連絡帳、登降園時のコミュニケーション、個別面談を通して情報交換や理解を得る機会を設けている。

また、家庭の状況や保護者との情報交換の内容については記録にも残しており、職員間にも周知していることが確認できる。

			第三者評価結果
A-2-(2) 保護者等の支援			
A ⑯	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。		a・b・c
<コメント>			
登降園時のコミュニケーションや連絡帳を用いて、相談しやすい環境を作っている。保護者からの相談があった時にはプライバシーに配慮し、保護者に寄り添っている。相談内容に関しては個別指導計画や個別面談記録に記入し、職員間の共通理解もできている。			
A ⑯	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		a・b・c
<コメント>			
虐待防止マニュアルや児童虐待フローチャートも整備し、職員に周知している。着替えやおむつ交換時に身体に痣がないかなどの確認もしている。虐待や権利侵害の恐れがある場合には、市役所・要保護児童対策地域協議会・児童相談所等と連携し、子どもを見守る取り組みを行っている。また、虐待等権利侵害に関する外部の研修にも参加し、職員会議で伝達研修を通じ職員間で共有している。			

### A-3 保育の質の向上

			第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
A ⑯	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。		a・b・c
<コメント>			
日々のケースカンファレンスや事業内研修を通し、自分の保育のあり方を評価し、改善につなげている。また、人権擁護のためのセルフチェックリストを活用し、全体会議で話し合っている。さらに園長が作成したセルフチェックリストで課題を明確にしてから園長が面談に望んでおり、継続的に保育の質の向上に努めている。			